【平成24年分用】

# 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例チェックシート・措法39条

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☆「はい」「いいえ」を〇で囲みながら進んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 譲渡資産は相続又は遺贈により取得した財産ですか？<br><br>（注1）　相続時精算課税の適用を受けた贈与により取得した財産、又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与により取得した財産も含みます。<br>（注2）　譲渡資産のうち相続又は遺贈により取得した部分とそれ以外の部分（自己取得分等）がある場合、相続又は遺贈により取得した部分のみが特例の対象となります。 | いいえ → 特例の適用を受けられません |
| | は い ↓ | |
| 2 | その相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額(納付税額に贈与税額控除額及び相次相続控除額を加算した金額)がありますか？ | いいえ → 特例の適用を受けられません |
| | は い ↓ | |
| 3 | その相続税に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡していますか？ | いいえ → 特例の適用を受けられません |
| | は い ↓ | |
| 4 | その資産の譲渡は、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過するまでの間に行われていますか？ | いいえ → 特例の適用を受けられません |
| | は い ↓ | |
| 5 | その資産の譲渡について、譲渡益は算出されますか？<br>（注）　譲渡損失が生じている場合には、この特例の適用を受けることはできません。 | いいえ → 特例の適用を受けられません |
| | は い ↓ | |
| | 譲渡益を限度として<br>特　例　の　適　用　を　受　け　る　こ　と　が　で　き　ま　す | |

☆　この「チェックシート」は、確定申告書に添付して提出してください。